

## 一般競争入札公告

次のとおり一般競争入札を行います。

令和6年4月2日

滋賀県6町行政情報システムクラウド共同利用事業推進協議会 会長 伊藤 定勉



### 1. 入札に付する事項

- (1) 案件名 令和6年度滋賀県6町電算関連備品等共同調達事業
- (2) 目的 滋賀県6町行政情報システムクラウド共同利用事業推進協議会（以下「協議会」という。）では、滋賀県内の蒲生郡日野町、蒲生郡竜王町、愛知郡愛荘町、犬上郡豊郷町、犬上郡甲良町、犬上郡多賀町（以下「6町」という。）で行政情報システムをクラウド共同利用型システムで稼働していることから、その共同利用型システムで使用する備品等を共同で調達することを目的とします。
- (3) 調達内容
  - ① 品名等 別紙「仕様書」および「仕様明細書兼積算内訳書（様式8）」のとおり
  - ② 仕様等 別紙「仕様書」および「仕様明細書兼積算内訳書（様式8）」のとおり
  - ③ 数量等 別紙「仕様書」および「仕様明細書兼積算内訳書（様式8）」のとおり
  - ④ 納入期限 別紙「仕様書」および「仕様明細書兼積算内訳書（様式8）」のとおりとしますが、詳細は当該町と協議を行うこととします。
  - ⑤ 納入場所 共同調達に参加する「仕様書明細書兼積算内訳書（様式8）」に記載の町（以下「共同調達参加町」という。）の指定場所
  - ⑥ 特記事項 共同調達参加町の予算状況により導入予定台数が変動する可能性があります。その際、その他共同調達参加町の入札後の立場に何ら影響を与えないものとします。
- (4) 予定価格 事後公表とします。
- (5) 最低制限価格 設定はしません。

### 2. 入札参加に必要な資格に関する事項

本案件の入札に参加しようとする者（以下「入札参加申請者」という。）は、次に掲げる要件のすべてに該当しなければなりません。なお、資格要件の基準日（以下「基準日」という。）は、「入札公告の日」とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のほか、次の各号に該当しない者

- ① 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しないもの、または本案件の入札日前6ヶ月以内に手形、小切手を不渡りした者
  - ② 会社更生法（平成14年法律第164号）に基づき更生手続開始の申立てがされている者
  - ③ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがされている者
  - ④ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の暴力団をいう。）または暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号の暴力団員および暴力団の構成員とみなされる者をいう。）または法人であってその役員が暴力団員に該当する者
- (2) 全ての共同調達参加町において競争入札に参加する必要な資格を有する者
  - (3) 入札参加資格者名簿の登録における契約事業所の所在が滋賀県である者または6町のいずれかで同種案件の納入実績がある者。
  - (4) 全ての共同調達参加町において指名停止または指名保留処分（措置期間中を含む）を受けていない者
  - (5) 事前審査時提出書類を期限まで提出し、かつ協議会の承認を受けた者

### 3. 事前審査

入札参加希望者は、次に掲げる提出書類を提出し、入札参加資格要件および仕様書の内容を満たしていることなどについて確認を受けなければなりません。また、協議会が必要と認めた場合には、入札参加希望者に対して個別にヒアリングを行ったうえ、提出書類の修正を求める場合があります。なお、事前審査の結果、提出書類の修正を求めても期限までに修正がなされなかった場合、または、修正結果が審査基準に満たなかった場合および入札参加がないと認められた者は、この入札に参加することはできません。

- (1) 受付期間 公告日から令和6年5月7日（火）までの休日、祝日を除く午前8時30分から午後5時までとします。
- (2) 受付場所 「9. 書類提出先、問い合わせ先のとおり」
- (3) 提出方法 持参とします。
- (4) 提出部数 1部
- (5) 提出書類
  - ① 参加表明書（様式1）
  - ② 誓約書（様式2）
  - ③ 適合規格承認申請書（様式3）
  - ④ 実績調書（様式4）入札参加資格者名簿の登録における契約事業所の所在が滋賀県内である者は提出不要です。
  - ⑤ 作業体制届（様式5）

調達備品等に関して、契約者と納入・作業実施事業者などとの関係がわかる体制図を提出してください。

(6) 審査結果は審査期間終了後、令和6年5月17日(金)午後5時までにメールまたはFAXにより通知します。(電話による参加資格の確認は審査結果通知後に可能とします。)また、通知を受けた者は「9.書類提出先、問い合わせ先のとおり」まで受信確認をしてください

(7) 協議会から当該書類に関し説明を求められた場合は、自らの負担において完全な説明をしなければなりません。

(8) 審査結果にて入札参加資格を有することを認めた場合でも、開札日までに入札参加に必要な資格に関する事項の要件を満たさなくなった場合は入札者の資格を失うこととなります。

(9) その他

① 参加表明書等の作成および提出に係る費用は、申請者の負担とします。

② 提出された参加表明書等は、競争入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しないものとします。

③ 提出期限後における参加表明書等の差し替えおよび再提出は認めないものとします。

④ 提出された参加表明書等は、返却しないものとします。

#### 4. 仕様書等に対する質問

仕様書等に対する質問・回答は次のとおりとします。

(1) 受付期間 公告日から令和6年4月15日(月)午後5時まで

(2) 提出方法 質問書(様式6)により、メールで送信とします。この際、件名は「令和6年度滋賀県6町電算関連備品等共同調達事業質疑送付」とします。(持参、郵送は受け付けません。)

(3) 質問書のファイル名「令和6年度滋賀県6町電算関連備品等共同調達事業質問書(会社名)」のファイル名を付すこととします。(拡張子は.doc または.docx とします。)

(4) メールアドレスは「9.書類提出先、問い合わせ先のとおり」

(5) 質問に対する回答は令和6年4月25日(木)午後5時までに、滋賀県町村会ホームページ(<http://shiga-chousonkai.jp/>)の滋賀県6町行政情報システムクラウド共同利用事業推進協議会/入札等情報/令和6年度滋賀県6町電算関連備品等共同調達事業の質問回答に掲載します。なお、当該回答文書は、本仕様書に対して追加または修正したものとみなします。

#### 5. 入札に関する事項

(1) 入札日時および場所

① 日 時 令和6年5月21日(火)

午後1時30分 パソコン

② 場 所 滋賀県大津市松本一丁目2番1号

滋賀県大津合同庁舎5階 滋賀県町村会会議室

- (2) 入札説明会 実施しません。
- (3) 入札保証金 免除します。
- (4) 参加資格 入札に参加する者は、協議会より事前審査により入札参加資格を有する通知を受けた者の内、入札参加に必要な資格に関する事項の要件を満たしていること確認された者としてします。
- (5) 入札の方法
- ① 会場入札とします。(郵送または電送による入札は認めません。)
  - ② 入札に参加する者またはその代理人が出席して行うものとします。
  - ③ 入札書(様式7)および仕様明細書兼積算内訳書(様式8)は指定様式とします。  
積算内訳書は仕様明細書兼積算内訳書の様式を利用し、入札書に対する内訳の金額を記入し、表紙に入札日、住所、商号または名称および代表者職・氏名を記入、代表者印を押印してください。
  - ④ 入札書および積算内訳書は封筒に入れて投函する必要はありません。
  - ⑤ 入札金額は、各共同調達参加町の機種別合計金額を合算して算出してください。
  - ⑥ 入札者は消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額から消費税および地方消費税を除いた金額を入札書に記載します。※(入札書記載金額は消費税および地方消費税を除く。)
  - ⑦ 入札執行回数は3回を限度とします。
  - ⑧ 入札者は、積算内訳書に記載された一切の諸経費を含めた契約金額を見積もらなければなりません。
  - ⑨ 入札書等は、書換え、引換えまたは撤回をすることはできません。
  - ⑩ 入札者が1者であっても、入札を執行するものとします。
  - ⑪ 天災その他やむを得ない理由により入札または開札を行うことができないときは、これを中止します。その際に被った損害は入札者の負担とします。
  - ⑫ 一般競争入札参加資格確認通知書を受理した後、入札完了までに入札を辞退する場合は、入札開札日の前日の午後5時までに入札辞退届(様式9)を「9.書類提出先、問い合わせ先」の場所に提出しなければなりません。
- (6) 入札の無効
- 次のいずれかに該当する入札は、無効とします。なお、落札者決定後において、当該落札者が無効の入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消します。
- ① 本公告に示した競争入札において、虚偽の記載を行った者および入札時点で「2.入札参加に必要な資格に関する事項」に掲げる資格の無い者のした入札

- ② 入札に参加する資格がない者がした入札
- ③ 2以上の入札書による入札
- ④ 委任状を提出しない代理人のした入札
- ⑤ 入札書、積算内訳書の氏名および印鑑と、委任状の氏名および印鑑に相違がある入札
- ⑥ 積算内訳書の計算間違い、または積算内訳書の合計金額（消費税および地方消費税を除く）と入札書に記載された入札金額が異なる入札
- ⑦ 積算内訳書に「値引き」「改め」「丸め」等の記載がある場合
- ⑧ 入札書に記名押印がない入札
- ⑨ 入札書の入札金額を訂正した入札
- ⑩ 入札書の入札金額を加除訂正している入札または入札金額その他の記載事項が不明確もしくは誤りのある入札
- ⑪ 入札金額以外を加除訂正した場合において、当該箇所に訂正印がない入札
- ⑫ 鉛筆その他訂正が容易な筆記用具により記載された入札は無効とする
- ⑬ 談合その他不正の行為があったと認められる入札
- ⑭ その他入札に関する条件に違反した入札

#### (7) 落札者の決定

- ① 予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、最低価格で入札した者を落札者とします。ただし、予定価格の制限に達した価格の入札が無い場合は、直ちに再度入札を実施します。その際には積算内訳書の提出を不要とします。また、無効となった者は再入札に参加することはできません。
- ② 落札者となるべき者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定します。
- ③ 落札は最低価格入札者が提出する積算内訳書の内容を確認後に決定します。
- ④ 再度（3回目）の入札でも落札事業者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づく手続きに準じて、最低の価格をもって有効な入札を行った者を相手として、随意契約を締結するための協議を行うこととします。
- ⑤ 落札事業者となるべき者が、他の入札書に記載された価格よりも異常に低い価格をもって入札したときは、当該入札者が参加の条件を満たし、かつ、契約の条件を確実に履行することができるかを照会するために、当該落札事業者の決定を留保する場合があります。
- ⑥ 落札者に落札決定通知書により通知します。

#### (8) 入札結果の共同調達参加町への通知

入札結果については、落札事業者決定後速やかに各共同調達参加町に通知します。

### 6. 覚書

落札者の決定後、落札事業者と共同調達参加町もしくはリース会社との契約を担保す

るため速やかに協議会の長と覚書（様式10）を締結します。

## 7. 契約

### (1) 備品等の契約

落札事業者は、共同調達参加町または共同調達参加町の指定するリース会社と備品売買契約を締結する場合には、入札時提出の別紙「積算内訳書」の単価を適用するものとします。また、落札事業者と共同調達参加町は、次の手順に従い契約について協議を行うこととします。

① 共同調達参加町の備品購入において、議会の議決に付さなければならない財産の取得に該当する場合は、落札決定後に仮契約を締結して町議会へ提案され、議決をもって契約とみなされます。

② 台数等は、落札事業者と共同調達参加町の協議により、変更できることとします。導入予定数が増減した場合は仕様明細書兼積算内訳書からその予定数を増減して仕様明細書兼積算内訳書の単価で対応することとします。

### ③ 契約形態

#### ア 購入等の共同調達参加町

共同調達参加町が落札事業者との間で備品売買契約を締結し、代金は共同調達参加町が落札事業者に対して直接支払うこととします。

#### イ リースする共同調達参加町

落札事業者は、共同調達参加町が別に決定するリース会社と備品売買契約等を締結し、代金はそのリース会社が落札事業者に対して支払うこととします。

### ④ 契約年度および契約日

契約年度および契約日は、共同調達参加町の指示するところによるものとします。

### ⑤ 納入期限および納入場所等

ア 納入期限は、共同調達参加町が支障のない日とし、契約書に記載されるものとします。納入場所は、共同調達参加町が別に指定することとします。

イ 契約の完了検査等は、落札事業者と共同調達参加町との間で行うこととします。

### ⑥ 支払期限および支払方法

#### ア 購入等の共同調達参加町

共同調達参加町が、契約書に記載された期日までに落札事業者に対し指定の口座に振込にて一括で支払います。

#### イ リースする共同調達参加町

共同調達参加町が別に決定するリース会社との協議により支払方法を決定します。リースの開始は、リース契約書に記載された日からとします。ただし、事情により納入完了が遅れる場合のリース開始月は、落札事業者と共同調達参加町の間で別途協議することとします。

⑦ 前払い金の支払いは行いません。

⑧ 参考見積の取り扱い

積算内訳書の参考見積がある場合は共同調達参加町と別途契約することがあります。その場合は共同調達参加町と協議し契約内容を決めることとします。

(2) 契約保証金

契約する共同調達参加町の財務規則で定める額を納めることとします。ただし、当該規則の免除規定に該当する場合、その全部またはその一部を免除することができます。

8. その他

(1) 提案する機器およびソフトウェアは、原則として入札時点で製品化されていることが必要です。入札時点で製品化されていない機器またはソフトウェアによって応札する場合には、機器仕様を満たすことと納入期限までに製品化され納入できることを証明する書面を提出してください。

(2) 提案に際しては、提案機器が本書の機器仕様をどのように満たすか、あるいはどのように実現するかを具体的かつ明確に記載してください。なお、記載内容はカタログ等の添付資料によって裏付けることが必要です。

(3) 契約手続において使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨とします。

(4) 今回の応札に関する事務経費は、全て入札参加資格を有する通知を受けた事業者負担とし、また、提出された書類等は全て返還しないものとします。

(5) 全ての業務完了後、導入共同調達参加町に対し、以下の物件を納品することとします。(任意の様式)

① 機器明細

② ソフト明細 (ライセンス等も明記)

③ ライセンス証書 等

(6) 異議の申し立て

入札執行後、本案件に係る異議申し立ては一切受け付けません。

(7) 申請書等に虚偽の記載をした場合においては、入札参加停止を行うことがあります。

(8) 入札において、事故が起きたときまたは、談合その他の不正な行為があると認めるときは入札を中止し、または延期する場合があります。

(9) 入札者は、この公告文書および仕様書を熟読し、これを遵守してください。

(10) 入札会場への入室は、1社2名以内とします。

(11) 会社(事業所)などから委任を受けて入札する場合は、委任状(様式11)の提出が必要です。

(12) 仕様書に特段の定めがない事項については、その他関係規定を承知のうえ入札してください。

(13) その他記載されていない事項については、政令、地方自治法、同法施行令、地方公共団体の備品または特定役務の調達手続きの特例を定める政令、規則等関係法令

の定めによります。

9. 書類提出先、問い合わせ先

滋賀県6町行政情報システムクラウド共同利用事業推進協議会（滋賀県町村会内）

〒520-0807

滋賀県大津市松本一丁目2番1号 滋賀県大津合同庁舎5階

電話：077-526-2222

FAX：077-526-1279

メールアドレス：[hirota@shiga-chousonkai.jp](mailto:hirota@shiga-chousonkai.jp)

担当 廣田

※ 問い合わせは、土曜日、日曜日および祝日を除く、午前8時30分から午後5時までとします。